

総社市定住促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第13号

総社市定住促進条例の一部を改正する条例

総社市定住促進条例（平成26年総社市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 助成対象地区 本市のうち、池田小学校、新本小学校及び昭和中学校の通学区域、<u>山田幼稚園の入園区域並びに下原の区域</u>をいう。 (2)～(7) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 助成対象地区 本市のうち、池田小学校、新本小学校及び昭和中学校の通学区域<u>並びに</u>山田幼稚園の入園区域をいう。 (2)～(7) 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。